

蒲郡市移住定住促進事業委託業務仕様書

1 委託業務名

蒲郡市移住定住促進事業委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務内容

(1) 移住希望者に対する受入体制整備促進事業

令和5年度末に制度を創設した「蒲郡市移住定住相談窓口制度」について、各事業者が自立した窓口運営を行えるよう支援をするとともに、持続可能な事業システムの構築を目指すものである。

ア 相談窓口登録事業者を対象にした研修会等の実施

イ 移住イベント等への出展における支援

下記(イ)に列挙するイベント出展にかかるブース運営に対する支援を行うこと。なお、出展に係る出展料、備品等の往復配送料並びにその他必要経費は委託料から支払うこと。

(ア)相談対応は原則本市職員を2名程度派遣し行うものとする。

(イ)ブース装飾物品として、テーブルクロス・椅子カバー・ロールアップバナー・法被・PRポスター・パンフレット各種は市が用意する。その他物品については、市と協議のうえで手配するものとする。

(ウ)出展予定の移住イベント

a 「おいでや！いなか暮らしフェア」

主 催：大阪ふるさと暮らし情報センター

開 催 日：令和6年7月20日（土）午前11時から午後5時まで

開催場所：OMMビル2階A・B・Cホール

（大阪府大阪府中央区大手前1-7-31）

出展料金：121,000円（税込）

b 「ふるさと回帰フェア」

主 催：ふるさと回帰支援センター

開 催 日：令和6年9月21日（土）及び22日（日）

開催場所：東京国際フォーラム

（東京都千代田区丸の内3丁目5-1）

出展料金：（2日出展）242,000円（税込）

c 「リトル・ママフェスタ名古屋」

主 催：リトル・ママフェスタ実行委員会／株式会社エンファム

開 催 日：令和6年11月29日（金）及び30日（土）

開催場所：名古屋市中心企業振興会館（吹上ホール）

（愛知県名古屋市千種区吹上2丁目6-3）

出展料金：（2日間のみ）495,000円（税込）

(2) 移住プロモーション事業

本市の移住・定住促進のメインターゲットである子育て世帯に向けて、本市の暮らしや子育て環境等の魅力発信を目的とした効果的なPRを行うこと。

ア 動画の企画、撮影並びに制作

蒲郡市移住定住公式アカウント（Instagram及びFacebook）にて発信するリール動画を3本以上制作すること。

(ア)動画は1本あたり15秒から90秒程度。

(イ)出演者等の選定及び交渉は市と相談のうえ受託者が行うこと。その他、撮影する際に必要な調整及び許認可等の諸手続等は、原則受託者が行うこと。

(イ)動画データはWEB上に掲載可能な形式で納品すること。

イ SNS等の広告配信

上記(2)アで作成した動画を活用し、SNS等の広告配信し、蒲郡市定住促進サイト「いいじゃん蒲郡」の誘導すること。なお、広告の配信エリア・年代等は、市と協議のうえ決定する。

ウ 蒲郡市定住促進サイト「いいじゃん蒲郡」に掲載記事作成

記事内容は上記(2)ア及びイに関連したものを優先とする。ただし、本サイトの構成を鑑みて、必要と認められるコンテンツとしても差し支えない。

(ア)記事は2本以上作成すること。

(イ)指定サイトへの記事掲載は市が行う。

エ 移住体験ツアーの開催

蒲郡市の仕事・生活環境・住宅事情等の暮らしぶりを知れて、先輩移住者と交流できる内容とすること。

(ア)企画立案・広報活動・運営を行うこと。なお、広報活動は上記(2)イと一体的に実施することも可能とする。

a 受入先の調整等の行程の手配は原則受託者が行うこと。

b 参加者募集にあたっては、SNS及び本市ホームページに掲載できる告知チラシ（データ可）を作成すること。

(イ)開催形式：日帰りツアー 2回以上

(ウ)規模：各回10名程度

(エ)その他：参加者からは飲食店での食事費用等の実費は徴収する。

4 成果物

受託者は業務・実施内容について報告書を取りまとめ、以下の通り提出するものとする。

- (1) 業務実施報告書
印刷物（製本2部）、電子データ（一式）
- (2) 本業務において作成した制作物一式
- (3) その他関連、参考となる資料

5 その他

- (1) 本委託業務仕様書に明示なき事項、また業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、適宜、担当部署と打合せ等により連絡調整を行わなければならない。
- (3) 本委託業務において、委託費用内で追加の提案がある場合は、提案書内に、特記事項として記載し提案する。
- (4) 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所が発見された時は、必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 成果物に係る著作権は、市に帰属するものとする。
- (6) 成果物に関し、市の同意無く著作権法上の公表権等の権利を行使してはならない。
- (7) 本業務で知り得た全ての情報について、業務終了後においても守秘義務を負うものとする。
- (8) 調査終了後、市が貸与した内部資料等は速やかに返還すること。また当該資料等は、市の承認を得ずに公表、貸与または使用等してはならない。
- (9) 成果内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施行方法、管理方法等を使用した結果生じた一切の責任は、提案者が負うものとする。